

府政防第 1278 号  
消防災第 133 号  
気地第 114 号  
平成 29 年 9 月 28 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害緊急事態対処担当）

消防庁 国民保護・防災部防災課長

気象庁 地震火山部管理課長

「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」  
を踏まえた南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について

平素より、防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ（主査：平田 直 東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授）」を設置し、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応について、そのあり方を検討していただいた上で、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討を重ねていただきました。今般、本ワーキンググループの報告書が「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられたところです。

（別添 1、2 参照）

本報告を踏まえ、今後、政府としては、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県等への説明会を開催するとともに、地方公共団体等の協力を得て、まず、モデル地区

において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定です。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」(別添3参照)を公表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応については、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について」(別添4参照)として、平成29年9月26日に中央防災会議幹事会において決定しました。 これらについては、平成29年11月1日より運用を開始することとしています。

貴職におかれましては、本通知の内容を貴都道府県関係部局、関係市町村へ周知していただきますようお願いいたします。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県におかれましては、別添4の政府の対応を参考に、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、貴都府県における当面の行政としての対応を検討いただくとともに、あわせて、この旨、同地域に係る市町村へ周知していただきますようお願いいたします。

別添1 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)  
(概要)【内閣府】

別添2 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)  
【内閣府】

別添3 「南海トラフ地震に関連する情報」について【気象庁】

別添4 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について  
【内閣府】

「別添」は添付省略

【本件連絡先】

内閣府

政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 佐藤 壮紀 参事官補佐 岩村 公太(別添1、別添2について)

TEL: 03-3501-5693、FAX: 03-3501-6820

政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)付

参事官補佐 平田 遼 主査 戸谷 嘉文(別添4について)

TEL: 03-3501-5695、FAX: 03-3503-5690

消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 陰山 暁介 係長 木村 義寛

TEL: 03-5253-7525、FAX: 03-5253-7535

気象庁地震火山部管理課

調査官 久保池 大輔 係長 武藤 大介

TEL: 03-3211-8684、FAX: 03-3212-2857

異常な現象（ ）が発生

時間の経過

南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、発生した異常な現象について評価

最短で2時間後  
程度を想定

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

以後、随時

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

発生した現象及びその評価結果を発表

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了



## 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の京都府の対応について

平成 29 年 10 月 6 日

京都府（危機管理監）

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の京都府の対応については、以下により取り扱うものとする。

1. 京都府（危機管理監）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表し、総務省消防庁から関係省庁警戒会議の開催結果について連絡を受けた場合には、これを踏まえ、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。

そのため、京都府（危機管理監）は、速やかに京都府危機管理調整会議等を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、京都府危機管理調整会議等において関係部局による今後の取組を確認するとともに、京都府（危機管理監）は、府民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。  
（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

3. 関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。京都府（危機管理監）は、京都府危機管理調整会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の内容に応じ、必要があると認める場合に、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。

5. この取扱については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。

6. この取扱に基づく対応は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。

(参考)

## 「南海トラフ地震に関連する情報」について

平成29年11月1日以降、気象庁により、以下の場合に、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表される。(南海トラフ全域を対象とした地震発生の可能性を評価するために「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催される。)

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	○南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行われなくなる。